

選択制福祉用具（スロープ、歩行器、歩行補助杖（単点杖、多点杖））に関する Q&A

Q1 選択制福祉用具の購入において、申請様式に変更はありますか。

A1 変更はありません。
(申請に必要な書類；申請書、領収書、カタログの写し)

Q2 単点杖、多点杖を1本ずつ購入した場合、それぞれ支給の対象となりますか。

A2 単点杖、多点杖は別の品目とみなすため、それぞれ支給の対象となります。

Q3 固定用スロープの複数個購入は、支給の対象となりますか。

A3 支給の対象となります。

Q4 杖のゴム先の交換は支給の対象となりますか。

A4 支給の対象となりません。

Q5 選択制福祉用具において中古品の販売は可能ですか。

A5 これまでの特定福祉用具販売と同様に、原則として新品の販売となるため、
できません。